

千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定申請書

年 月 日

千葉県知事様

申請者所在地  
名称  
代表者名

㊟

( 病院名 ) が千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院認定事業実施要綱の規定に適合するものである旨の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

認定要件	実施状況 該当するものへのチェック (☑) 及び必要事項の記入をお願いします。
(1) 病院内において、地域移行を推進するための会議を設置していること。	<input type="checkbox"/> 院内会議を実施した。 会議名： _____ ※院内会議については、実施年月日、参加者、内容がわかるもの（任意様式）を添付すること。 <input type="checkbox"/> 医療保護入院者退院支援委員会を実施した。
(2) 病院の職員が、千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における障害保健福祉圏域ごとの協議の場 <sup>*1</sup> に参加していること。	<input type="checkbox"/> 千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における障害保健福祉圏域ごとの協議の場に参加した。 <b>【代表者会議】</b> 参加日時： _____年 _____月 _____日 他 _____日参加 参加人数： 延べ _____人 参加者： _____ <b>【実務者会議】</b> 参加日時： _____年 _____月 _____日 他 _____日参加 参加人数： 延べ _____人 参加者： _____
(3) 地域移行・地域定着のサービスが必要な者に対して、地域援助事業者等 <sup>*2</sup> と連携した支援を行う体制があること。	<input type="checkbox"/> 病院内に連携を行う部署がある。 部署名： _____ <input type="checkbox"/> 病院において担当者を決めている。 職名： _____ 氏名： _____ <input type="checkbox"/> 担当部署等を決めていないが、地域援助事業者等と連携した支援を実施した。 ※連携した支援の年月日、内容がわかるもの（任意様式）を添付すること。 <input type="checkbox"/> 医療保護入院者退院支援委員会において、地域援助事業者等の参加を得た。 参加年月日： _____年 _____月 _____日 参加事業者： _____
(4) 千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業により実施される事業への協力をする予定があること。	<input type="checkbox"/> 協力を行っている。 事業名： _____ (内容： _____ ) 事業名： _____ (内容： _____ ) <input type="checkbox"/> 協力を行う予定である。 事業名： _____ (内容： _____ ) 事業名： _____ (内容： _____ )

(裏面に注意事項あり)

## ○注意事項

- ※ 記載にあたっては、申請書提出日の年度内もしくは前年度内の状況を記載すること。
- ※1 千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における障害保健福祉圏域ごとの協議の場とは、圏域内の保健・医療・福祉関係者により構成される代表者会議や実務者会議をいう。
- ※2 地域援助事業者とは、地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると思われる者として厚生労働省令で定めるもの（下記《参考》参照）及び市町村をいう。

《参考》 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

**第十五条の五** 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者
- 二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一项に規定する特定施設入居者生活介護を行う者
- 三 介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う者（介護支援専門員（同法第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）を有するものに限る。）
- 四 介護保険法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- 五 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者
- 六 介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者
- 七 介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービスを行う者
- 八 介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者
- 九 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを行う者
- 十 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを行う者
- 十一 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスを行う者
- 十二 介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者
- 十三 介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者
- 十四 介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- 十五 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- 十六 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスを行う者